

■ 岸和田市による企業立地促進支援制度

■ 産業集積拠点に対する助成制度

対象地域	ちきりアイランド(阪南2区) 第1期保管施設用地・第2期製造業用地の一部、都市機能用地の一部、丘陵地区		
対象者	期間内に市長の指定を受けた企業等		
対象期間	平成18年4月1日から令和10年3月31日(ちきりアイランド)、平成26年10月1日から令和10年3月31日(丘陵地区)		
助成内容		分 譲	借 地
	土地	固定資産税の納付額に相当する額を10年間交付	敷地面積1㎡当り500円を乗じた額を5年間交付(年間賃借料を超える場合は、年間賃借料の額とする。)
	家屋	固定資産税の納付額に相当する額を10年間交付	固定資産税の納付額に相当する額を5年間交付
	償却資産	固定資産税の納付額に相当する額を2年間交付	固定資産税の納付額に相当する額を2年間交付
交付対象	自己の事業の用に供するために取得した土地、家屋及び償却資産(※)、自己の事業の用に供するために借り受けた土地。 ※償却資産にあっては、操業を開始した日の属する年の翌年12月31日までの間に取得したものに限り(別表1)。また、固定資産税の課税免除を受けたものを除く。		
交付時期	助成金の算定基礎となった、固定資産税が初めて賦課された年度の翌年度から交付開始 ※借地については、初めて借地料の支払いを行った日の翌年の4月から		
遵守義務	<ol style="list-style-type: none"> 土地を取得し、又は借地契約を締結した日から起算して3年以内(当該期間内に操業を開始しないことについて天災地変その他やむを得ない事由があると認められる場合にあつては、3年に当該事由の存する期間を加えた期間以内とする。)に操業を開始し、かつ、土地を取得した場合は操業開始後15年以上、土地を借地した場合は操業開始後7年以上操業しなければならない。 新たに取得した償却資産(助成対象のものに限る)を、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、売却し、その他処分してはならない。ただし、当該償却資産に係る助成金の交付開始後3年間を経過した場合は、この限りではない。 指定企業は、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講じなければならない。 		